



下水道局と「災害時における排水設備の復旧に関する協定」を再締結

東京都管工事工業協同組合（岩野隆一理事長）は、東京都下水道局と「災害時における排水設備の復旧に関する協定」を再締結するとともに実施細目も締結した。協定は5月28日付、実施細目は6月13日付。東日本大震災発生直後の平成23年4月1日に締結した協定を一部見直し、都が費用負担する業務に「排水設備の公共ますへの固着部分の応急措置」を加えた。大震災における他都市の被害事例の検証等を踏まえ、液状化等により宅地側から公共ますへの土砂等が流入するのを防止する措置。下水道局の災害時対応は、家庭から下水処理場までの一連の排水処理システムの早期復旧を目指すものであるが、限定的とはいえ公共ますへの固着部分の応急措置にまで踏込んだことは画期的。

締結式は6月13日午前、下水道局長室で行われ、局より小川局長、石原次長、小山総務部長、渡辺施設管理部長、野口施設管理担当部長が、組合から岩野理事長、宮崎・森両副理事長、木村共同受注委員長、

宮城専務理事が出席した。

締結に際して岩野理事長と小川局長は、それぞれ次のようにコメントした。

（岩野理事長）災害時における応急措置への協力は当組合の重要な使命です。特に、今般下水道局と締結した協定は、限定的とはいえ排水設備に係るお客様相談窓口の設置や調査・応急措置を明記した画期的な内容となっています。その期待に応えるべく、速やかな実効体制の整備に努めてまいります。

（小川局長）震災時にはトイレ機能の確保が切実な課題となります。当局では震災対策をスピードアップするとともに、発災時にはお客様の不便を早期に解消するため、公共下水道の機能回復と合わせて、東管協組の持つネットワークを生かし、宅地内の排水設備の被害にも迅速に対応していけるよう、実効性のある応急復旧体制を構築していきます。

東京都下水道局長には平成25年7月16日付で松浦 将行氏が就任。



締結後、握手を交わす岩野理事長（左）と小川下水道局長